

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

令和5年1月～令和5年12月

◆区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	27	件
イ 黄斑下手術等	39	件
ウ 鼓室形成手術等	0	件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	件

◆区分2に分類される手術

ア 靱帯断裂形成手術等	0	件
イ 水頭症手術等	2	件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ 尿道形成手術等	0	件
オ 角膜移植術	0	件
カ 肝切除術等	0	件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	2	件

◆区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等	0	件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	件
エ 母指化手術等	0	件
オ 内反足手術等	0	件
カ 食道切除再建術等	0	件
キ 同種死体腎移植術等	0	件

◆区分4に分類される手術の件数 163 件

◆その他の区分に分類される手術

ア 人工関節置換術	74	件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0	件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26	件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0	件
オ ①経皮的冠動脈形成術	14	件
（再掲）急性心筋梗塞に対するもの	1	件
（再掲）不安定狭心症に対するもの	4	件
（再掲）その他のもの	9	件
②経皮的冠動脈粥腫切除術	0	件
③経皮的冠動脈ステント留置術	50	件
（再掲）急性心筋梗塞に対するもの	9	件
（再掲）不安定狭心症に対するもの	14	件
（再掲）その他のもの	27	件